

厚真町複合型地域福祉活動拠点施設指定管理者業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、厚真町複合型地域福祉活動拠点施設（以下「本施設」という。）の指定管理者が行う業務内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

厚真町複合型地域福祉活動拠点施設（厚真町まちなか交流館）

(2) 所在地

厚真町京町12番地の1

(3) 設置目的

本施設は、障がい者及び障がい児に対する創作活動、地域交流の場を提供するとともに、地域活動支援センター等の事業を実施することにより、地域共生社会の実現及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

なお、本施設で実施する就労継続支援B型事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスとして、別途法令等に基づき実施するものとする。

(4) 施設規模等

① 敷地面積 892.25㎡

② 建物の構造 鉄骨造 平屋建て

③ 延床面積 252.72㎡

④ 施設内容 訓練・作業室、便所、洗面所、休養室、事務室等、バス待合室、相談室及び多目的室

⑤ 利用定員 20人/日（就労継続支援B型事業所）

3 施設の開所時間等

(1) 開館時間

午前8時30分から午後6時00分まで。ただし、就労継続支援B型事業所は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 休館日

① 年末年始（12月30日から翌年の1月4日まで）

② 指定管理者が必要と認めるときは前項の規定に関わらず、町長の承認を得て、臨時に休館し、または開館することができる。

4 指定管理者が実施する事業及び施設の機能

指定管理者は、本施設の設置目的を踏まえ、就労継続支援B型事業を本施設の基本的な事業として実施するとともに、当該事業を地域に開かれた形で展開することにより、障がい者等の就労及び社会参加の促進並びに地域住民との交流の場の形成を図るものとする。

また、これらの事業の実施に併せて、本施設が有する公共的な機能を適切に維持し、地域福祉の増進及び地域住民の利便性の向上を図るものとする。

(1) 就労継続支援B型事業

ア 指定管理者は、本施設において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法令に基づき、就労継続支援B型事業を実施するものとする。

- イ B型事業は、利用者に就労及び生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力の向上並びに自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援することを基本とする。
 - ウ B型事業における生産活動として、ジェラートの製造・販売、飲食店その他の事業を実施するものとし、利用者の特性、地域の需要、生産活動の状況等を踏まえ、必要に応じて事業内容の充実を図るものとする。
 - エ 生産、製造、販売、接客、店舗運営その他の活動を通じて、利用者が地域住民や来館者と接する機会を確保し、就労経験及び社会参加の機会の充実を図るものとする。
 - オ B型事業の実施に当たっては、利用者の意向及び心身の状況等を踏まえ、適切な支援を行うとともに、工賃の向上その他利用者の自立及び社会参加につながる取組に努めるものとする。
 - カ B型事業の実施に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者総合支援法（以下「障害者総合支援法」という。）その他関係法令、指定障害福祉サービスの基準及び関係する通知等を遵守するものとする。
- (2) 地域交流・多世代交流機能
- ア 本施設における飲食、商品の販売その他のB型事業を地域に開かれた形で実施することにより、障がいの有無や年齢等にかかわらず、地域住民が気軽に立ち寄り、交流できる場の形成に努めるものとする。
 - イ 利用者と地域住民、来館者等との交流を促進し、障がいのある人の地域社会への参加及び地域住民の障がいに対する理解の促進を図るものとする。
 - ウ 地域の団体、事業者、住民その他の関係者との連携を図り、飲食、販売、イベントその他の活動を通じた交流機会の創出に努めるものとする。
 - エ 多世代交流については、独立したイベント事業としてのみ実施するのではなく、B型事業その他本施設の日常的な活動を通じて、継続的に地域との交流が生まれるよう配慮するものとする。
- (3) 地域活動支援センター事業
- ア 指定管理者は、本施設の設置目的を達成するため、地域活動支援センター事業を実施するものとする。
 - イ 地域活動支援センター事業は、町との別途の委託契約に基づき実施するものとし、当該事業の具体的な実施内容、対象者、実施体制その他必要な事項については、別途定める仕様書及び契約書によるものとする。
 - ウ 事業の実施に当たっては、利用者の意向、障がいの特性及び生活状況等を踏まえ、創作活動、軽作業、交流活動その他地域生活及び社会参加を支援するために必要な活動を実施するものとする。
- (4) 施設が有する公共的機能
- ア 指定管理者は、本施設の公共的な機能として、バス待合所を適切に管理し、利用者の利便性及び安全の確保に努めるものとする。
 - イ 指定管理者は、町がクーリングシェルターとして本施設を指定した場合には、開設期間中、利用者が安全に過ごせる環境を確保し、適切に管理するものとする。
 - ウ 前各号のほか、本施設の設置目的に沿って、町と協議の上、必要な公共的機能を担うものとする。
- (5) 施設運営上の連携
- ア 指定管理者は、就労継続支援B型事業、地域活動支援センター事業及び本施設の地域交流・公共的機能について、それぞれの事業の目的及び制度上の位置付けを踏まえながら相互に連携させ、本施設全体として地域福祉の増進に寄与するよう運営するものとする。

5 指定期間

- (1) 指定管理の期間は、別に締結する指定管理協定に基づくものとする。
- (2) 指定管理者は、指定管理期間の終了時に、施設及び設備を良好な状態で町に返還すること。

6 法令等の遵守

本施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる関係法令を遵守すること。なお、本指定期間中にこれらの法令・規定等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 厚真町複合型地域福祉活動拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成26年条例第12号）
- (4) 厚真町複合型地域福祉活動拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年規則第6号）
- (5) 厚真町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号）
- (6) 厚真町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第11号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び関係省令・告示
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (10) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (11) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (13) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚真町個人情報保護条例（平成13年条例第14号）
- (14) 厚真町情報公開条例（平成13年条例第13号）
- (15) その他関係法令等

7 管理運営体制と職員

- (1) 指定管理者は、業務の内容に応じて必要な職員を配置すること。
- (2) 就労継続支援B型事業の実施に当たっては、障害者総合支援法及び関係省令に定める人員配置基準を遵守し、職員を配置すること。
- (3) 指定管理者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律その他関係法令に基づき、虐待防止責任者の配置、委員会の設置及び研修の実施等、必要な措置を講じること。
- (4) 業務の一括再委託は禁止する。業務の一部を委託する場合は、町長の承認を得た上で適正に実施すること。
- (5) 職員の雇用、労働条件その他の労務管理については、指定管理者の責任において適正に行うこと。

8 指定管理に係る経費・利益の取扱い

- (1) 指定管理に係る経費

本施設は、就労継続支援B型事業を基本として運営する施設であり、指定管理者は、障害福祉サービス費、生産活動による収入その他の事業収入を基本として、本施設の管理運営を行うものとする。

なお、本町の人口規模及び地域の実情から、就労継続支援B型事業の利用者数について、施設の定員を常時満たすことは困難であることも想定されることから、指定管理者は、地域の利用実態を踏まえた事業計画を策定し、関係機関との連携による利用者の受入れ及び生産活動の充実等に努め、安定的かつ継続的な事業運営に努めるものとする。

(2) 指定管理料

町は、本施設の公の施設としての管理運営に必要な経費のうち、施設の所有者として町が負担することが適当な経費について、毎年度の予算の範囲内で指定管理料を支払うことができるものとする。

(3) 指定管理料の算定

指定管理料は、指定管理業務として町が負担すべき経費を基礎として算定するものとし、就労継続支援B型事業の利用者数の不足その他の事業運営上の収支不足を補填することを目的とするものではない。

(4) 指定管理料の決定及び精算

指定管理料の額及び支払方法については、年度協定において定めるものとする。

指定管理料のうち、施設及び設備の修繕に係る経費については、年度末に実績額を確認し、未執行額が生じた場合は、当該未執行額を返戻させることができるものとする。

(5) 地域活動支援センター事業に係る経費

地域活動支援センター事業に要する経費については、町との別途の委託契約に基づく委託料を基本として負担するものとし、指定管理料とは区分して経理するものとする。

(6) 指定管理料の対象外となる経費

就労継続支援B型事業における生産活動に直接要する原材料費、製造費、販売費その他の経費及び利用者の工賃については、原則として指定管理料の算定対象としない。

また、就労継続支援B型事業のサービス提供に直接要する経費についても、原則として指定管理料の算定対象としない。

地域活動支援センター事業その他別途の契約に基づき実施する事業に直接要する経費についても、指定管理料の算定対象としない。

(7) 経理区分

指定管理者は、指定管理業務、就労継続支援B型事業、地域活動支援センター事業その他の事業について、それぞれの収入及び支出を適切に区分して経理しなければならない。

特に、就労継続支援B型事業については、関係法令及び国の会計上の取扱いに基づき、生産活動に係る収支とその他の事業活動に係る収支を適切に区分するものとする。

(8) 保守管理及び修繕に係る経費の負担区分

施設及び設備の保守管理及び修繕に係る経費の負担については、第10項及び第11項に定めるところによるものとする。

9 工賃の取扱い

(1) 就労継続支援B型事業における工賃については、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を基礎として、関係法令に基づき適切に支払うこと。

(2) 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃水準の向上に努めること。

(3) 工賃の算定、支払その他の取扱いについては、関係法令及び国の定める基準等を遵守すること。

10 施設の管理

- (1) 管理責任者及び防火管理者を配置すること。
- (2) 安全管理に十分配慮し、利用者及び職員の安全確保を最優先すること。
- (3) 衛生管理を徹底すること。
- (4) 災害や事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な計画を策定し、訓練を定期的実施すること。
- (5) 清掃、設備点検等を適切に実施すること。
- (6) 事故等発生時は、町に報告すること。
- (7) 感染症の発生及びまん延防止のための体制を整備すること。

1 1 施設等の保守管理及び修繕

- (1) 施設の適正な運営のため、指定管理者が善良な管理者の注意義務をもって施設の設備や備品等に関する保守管理、修繕を適切に実施すること。
- (2) 修繕の区分及び費用負担
 - ア 小規模修繕
1 件当たり 10 万円未満の修繕については、指定管理料に含まれる修繕料の範囲内で、指定管理者の判断により実施すること。
 - イ 中規模修繕
1 件当たり 10 万円以上 50 万円未満の修繕については、事前に町と協議し、承認を得た上で、指定管理料に含まれる修繕料の範囲内で実施すること。
 - ウ 大規模修繕
1 件当たり 50 万円以上の修繕、又は施設本体若しくは主要設備の機能維持に係る修繕については、町と指定管理者が協議の上、その実施及び費用負担を決定する。ただし、施設の構造、主要設備等の機能維持に係る大規模修繕については、原則として町が負担する。
- (3) 指定管理者は、中規模修繕を実施しようとするときは、あらかじめ町に内容、必要性及び見積額等を提示し、承認を得なければならない。ただし、安全確保のため緊急を要する場合はこの限りでなく、実施後速やかに町へ報告すること。
- (4) 指定管理料に含まれる修繕に係る経費については、年度末に実績額を確認し、未執行額が生じた場合は、当該未執行額を町に返戻させることができるものとする。
- (5) 性能向上、機能追加等を伴う改修や備品の購入については、修繕とは区分し、その実施の可否及び費用負担について、町と指定管理者が協議の上決定する。
- (6) 指定管理者は、修繕の実施状況について台帳を整備し、内容、金額、実施時期等を記録するとともに、町の求めに応じて報告すること。

1 2 苦情対応・相談体制

- (1) 指定管理者は、利用者及び利用者の家族からの苦情や相談に適切に対応するため、以下の措置を講ずること。
 - ア 苦情や相談を受け付ける窓口及び体制を整備すること。
 - イ 受け付けた苦情や相談に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
 - ウ 苦情や相談の内容及び対応結果を記録し、サービス改善に活かすこと。
 - エ 重大な苦情が発生した場合は、速やかに町に報告すること。
- (2) 指定管理者は、苦情対応に関するマニュアルを整備し、町の求めに応じて報告すること。

1 3 個人情報・情報公開

- (1) 指定管理者は、厚真町個人情報保護条例及び基本協定に基づき、個人情報の適正な管理を行うこと。
- (2) 指定管理者は、利用者及び職員の個人情報について、以下の措置を講じること。
 - ア 個人情報を安全に保管・管理し、許可なく第三者に提供しないこと。
 - イ 個人情報へのアクセスを必要最小限に制限すること。
 - ウ 個人情報の漏洩、紛失その他の事故が発生した場合は、速やかに町に報告すること。
- (3) 指定管理者は、個人情報保護に関するマニュアルを整備し、職員に周知するとともに、町の求めに応じて報告すること。
- (4) 指定管理者は、情報公開条例の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

1 4 地域資源・民間との連携

- (1) 指定管理者は、地域の企業、団体、住民等との連携を図り、利用者の就労機会の拡大及び社会参加の促進に努めること。
- (2) 指定管理者が地域資源・民間との連携事業を実施する場合は、事業計画に記載し、町に報告すること。

1 5 報告・評価

- (1) 指定管理者は、次の報告を町に提出すること。
 - ア 月次報告
毎月の施設利用状況、指定管理業務の実績その他町が必要と認める事項を報告すること。
 - イ 年次報告
年度終了後、施設利用状況、指定管理業務の実績、指定管理業務に係る収支状況その他必要な事項を報告すること。
- (2) 地域活動支援センター事業については、別途締結する委託契約及び仕様書に基づき、事業実績及び収支等を報告するものとする。
- (3) 就労継続支援B型事業については、関係法令等に基づく報告等を適切に行うほか、町が本施設の指定管理業務の実施状況を確認するために必要と認める事項について報告するものとする。
- (4) 町は、指定管理業務の適正な実施を確認するため、必要に応じて実地調査を実施することができる。指定管理者は、調査に協力し、必要な資料を提供すること。
- (5) 指定管理者の業務実績の評価は、厚真町指定管理者評価委員会条例（令和5年条例第17号）及び厚真町指定管理者ガイドラインに基づき実施する。
- (6) 指定管理者は、評価結果を踏まえ、必要な業務改善に取り組むこと。

1 6 保険加入

指定管理者は、施設賠償責任保険その他必要な保険に加入すること。

1 7 リスク分担

天災、感染症その他不可抗力による損害については、町と指定管理者が協議の上、負担を決定する。

1 8 事業計画等

指定管理者は、年度開始前に事業計画書、収支予算書及び人員配置計画を提出すること。

なお、就労継続支援B型事業及び地域活動支援センター事業については、それぞれの制度及び契約等

に基づき、事業計画及び収支を適切に区分して作成するものとする。

1 9 職員研修・人材育成

指定管理者は、職員の専門性及び資質向上のため、必要な研修及び人材育成を実施すること。

2 0 業務実施に当たっての留意事項

指定管理者は、本施設における各業務の特性を踏まえ、それぞれの目的に応じた適切な運営に努めるとともに、必要に応じて町と協議しながら円滑な実施を図るものとする。

2 1 その他

本仕様書に定めのない事項については、町と指定管理者が協議の上、決定する。